

令和5年5月12日

第10回倉吉市教育委員会臨時会

倉吉市教育委員会

第10回倉吉市教育委員会臨時会 日程

日 時 令和5年5月12日（金）午後5時

場 所 倉吉市役所 A会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の選出

3 報告事項

4 議 事

- (1) 議案第23号 倉吉市立小鴨小学校と上小鴨小学校の廃止及び
新「倉吉市立小鴨小学校」の設置について…………… 1
- (2) 議案第24号 倉吉市立北谷小学校と高城小学校の廃止及び
「倉吉市立久米小学校」の設置について…………… 2
- (3) 議案第25号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について…… 3
- (4) 議案第26号 倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の
校区に関する規則の一部改正について…………… 6

5 その他

6 閉 会

議案第23号

倉吉市立小鴨小学校と上小鴨小学校の廃止及び新「倉吉市立小鴨小学校」の設置
について

倉吉市立小鴨小学校と上小鴨小学校を令和6年3月31日に廃止し、同年4月1日に新たな倉吉市立小鴨小学校を設置することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和5年5月12日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第24号

倉吉市立北谷小学校と高城小学校の廃止及び「倉吉市立久米小学校」の設置
について

倉吉市立北谷小学校と高城小学校を令和6年3月31日に廃止し、同年4月1日に倉吉市立久米小学校を設置することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和5年5月12日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第25号

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

次のとおり倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和5年5月12日提出

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

【改正理由】

倉吉市立小学校に関し、令和6年4月1日から、小鴨小学校及び上小鴨小学校を統合して新たな小鴨小学校を設置し、並びに高城小学校及び北谷小学校を統合して久米小学校を設置するよう、倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 上小鴨小学校を廃し、並びに高城小学校及び北谷小学校を廃し、倉吉市立久米小学校を置くこととした。 (第2条関係)
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

倉吉市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年倉吉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																												
(倉吉市立小学校の設置)	(倉吉市立小学校の設置)																												
第2条 倉吉市立小学校を次のとおり設置する。	第2条 倉吉市立小学校を次のとおり設置する。																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉市立小鴨小学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>倉吉市立久米小学校</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		倉吉市立小鴨小学校	略	略		<u>倉吉市立久米小学校</u>	略	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉市立小鴨小学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>倉吉市立上小鴨小学校</td> <td>倉吉市福山</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>倉吉市立高城小学校</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>倉吉市立北谷小学校</td> <td>倉吉市沢谷</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		倉吉市立小鴨小学校	略	倉吉市立上小鴨小学校	倉吉市福山	略		<u>倉吉市立高城小学校</u>	略	倉吉市立北谷小学校	倉吉市沢谷	略	
名称	位置																												
略																													
倉吉市立小鴨小学校	略																												
略																													
<u>倉吉市立久米小学校</u>	略																												
略																													
名称	位置																												
略																													
倉吉市立小鴨小学校	略																												
倉吉市立上小鴨小学校	倉吉市福山																												
略																													
<u>倉吉市立高城小学校</u>	略																												
倉吉市立北谷小学校	倉吉市沢谷																												
略																													

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第26号

倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正について

次のとおり倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正について、本委員会の議決を求める。

令和5年5月12日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正
について

【改正理由】

小鴨小学校及び上小鴨小学校並びに高城小学校及び北谷小学校の統合に伴い、関係する倉吉市立小学校及び中学校の公印並びに校区を整備するよう関係規則の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 倉吉市教育委員会公印規則の一部改正 第1条関係
上小鴨小学校並びに北谷小学校及び高城小学校に関する公印を削り、久米小学校で必要な公印を加えることとした。 (別表第2関係)
- 2 倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正 第2条関係
倉吉市立久米小学校及び小鴨小学校の校区を定め、並びに倉吉市立西中学校及び倉吉市立久米中学校の校区を改めることとした。 (別表関係)
- 3 この規則は、令和6年4月1日から施行することとした。 附則関係

倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部を改正する規則

(倉吉市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 倉吉市教育委員会公印規則(昭和44年倉吉市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後							改正前								
別表第2(第3条関係)							別表第2(第3条関係)								
公印の名称	形式	書体	寸法(ミリメートル)	使用区分	印材	個数	備考	公印の名称	形式	書体	寸法(ミリメートル)	使用区分	印材	個数	備考
略							略								
倉吉市立小鴨小学校長の印	略							倉吉市立小鴨小学校長の印	略						
倉吉市立上小鴨小学校の印								倉吉市立上小鴨小学校の印	倉吉市立上小鴨小学校印	鳥取県倉吉市上小鴨	方46	一般文書	木	1	
倉吉市立上小鴨小学校長の印								倉吉市立上小鴨小学校長の印	倉吉市立上小鴨小学校長印	鳥取県倉吉市上小鴨	方46	一般文書	木	1	
略							略								
倉吉市立久米小学校の印	鳥取県倉吉市立久米小学校印	略						倉吉市立北谷小学校の印	倉吉市立北谷小学校印	鳥取県倉吉市北谷	略				
倉吉市立久米小学校長の印	鳥取県倉吉市立久米小学校長之印	略						倉吉市立北谷小学校長の印	倉吉市立北谷小学校長印	鳥取県倉吉市北谷	略				
								倉吉市立高城小学校の印	倉吉市立高城小学校印	鳥取県倉吉市高城	方21	一般文書	木	1	

略		
倉吉市 小鴨小 小学校 長職務 代理者 の印	略	
略		
倉吉市 立久米 小学校 長職務 代理者 の印	倉吉市立久米 小学校長職務 代理者印	略
略		

倉吉市 立高城 小学校 長の印	鳥取県倉 吉市高城 小学校長	てん書	方 21	一般 文書	木	1
略						
倉吉市 小鴨小 小学校 長職務 代理者 の印	略					
倉吉市 上小鴨 小学校 長職務 代理者 の印	立倉吉市 立小鴨小 小学校長 職務代 理者之 印	てん書	方 18	一般 文書	木	1
略						
倉吉市 立北谷 小学校 長職務 代理者 の印	立倉吉市 立北谷小 小学校長 職務代 理者之 印	略				
倉吉市 立高城 小学校 長職務 代理者 の印	立倉吉市 立高城小 小学校長 職務代 理者之 印	てん書	方 18	一般 文書	木	1
略						

(倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正)

第2条 倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則(昭和54年倉吉市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
学校名	校区	学校名	校区
略		略	

倉吉市立久米小学校	下米積 上米積 下福田 上福田 今在家 服部 桜 河来見 福積 岡 大立 上大立 般若 棕波 立見 三江 福本 尾田 志津 福富 沢谷 杉野 悴谷 中野 長谷 森 大河内
倉吉市立小鴨小学校	富海 下大江 東鴨 大宮 岩倉 菅原 小鴨 中河原 生田 丸山町 西倉吉町 福守町 鴨川町 北野 長坂新町 長坂町 東鴨新町 蔵内 上古川 石塚 福山 鴨河内 耳 広瀬
略	
倉吉市立西中学校	倉吉市立社小学校区のうち秋喜 秋喜西町 西福守町 倉吉市立小鴨小学校区
倉吉市立久米中学校	倉吉市立社小学校区のうち大谷 不入岡 国府 国分寺 福光 横田 黒見 倉吉市立久米小学校区
略	

倉吉市立高城小学校	下米積 上米積 下福田 上福田 今在家 服部 桜 河来見 福積 岡 大立 上大立 般若 棕波 立見
倉吉市立北谷小学校	三江 福本 尾田 志津 福富 沢谷 杉野 悴谷 中野 長谷 森 大河内
倉吉市立小鴨小学校	富海 下大江 東鴨 大宮 岩倉 菅原 小鴨 中河原 生田 丸山町 西倉吉町 福守町 鴨川町 北野 長坂新町 長坂町 東鴨新町
倉吉市立上小鴨小学校	蔵内 上古川 石塚 福山 鴨河内 耳 広瀬
略	
倉吉市立西中学校	倉吉市立社小学校区のうち秋喜 秋喜西町 西福守町 倉吉市立小鴨小学校区 倉吉市立上小鴨小学校区
倉吉市立久米中学校	倉吉市立社小学校区のうち大谷 不入岡 国府 国分寺 福光 横田 黒見 倉吉市立高城小学校区 倉吉市立北谷小学校区
略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。